

◎新潟県告示第1167号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年11月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 経営体育成基盤整備事業 若宮地区 地形図作成業務委託
公共測量（3級水準測量、標定点測量、同時調整、数値図化）
- 2 作業期間 令和5年9月20日から令和6年3月14日まで
- 3 作業地域 新潟県五泉市本田屋、東石曾根他 地内